

(3) 都市施設・防災に関する方針

① 基本的な考え方

公共公益施設の集約化・複合化

町民にとって使いやすい公共公益施設となるように、可能な限りの施設の集約化・複合化を図ります。特に医療・福祉・保健関連施設は、“ふれあい福祉ゾーン”に集約し、役場庁舎・中央公民館との機能連携を図るとともに、川俣町はもとより周辺市町村の医療・福祉・保健の拠点として整備を進めます。

災害に強いまちの形成

防災については、中心市街地における不燃化の促進や、防災拠点の整備を進め、災害に強いまちづくりを進めます。

② 基本方針

暮らしやすい川俣町を実現するために

● 公共施設の適正配置と再整備、ネットワークの強化

将来の行政ゾーンの再整備を念頭におき、中心的な公共施設は、町民の利便性を考慮して、町の中心部に集約して配置することを基本とします。また各地区の集会施設については、現在未整備である鶴沢地区の集会施設の早期整備を図るとともに、不都合を抱える既存の集会施設についても、適正な更新を図ります。

● 公共施設及び周辺地域におけるバリアフリー化の推進

行政ゾーン及びその周辺地域をバリアフリーゾーンとして設定し、人にやさしいまちづくりの先行地域として整備を進め、道路のみならず施設建物等を含めた生活環境について、障害の無い地域を形成します。

● 公園・緑地の適正配置と再整備による防災機能の向上

中心市街地では防災性の問題が指摘されており、遊休地等を活用した小公園の適正配置が必要とされています。また唯一の都市公園である中央公園については、その北側斜面の整備や、中心市街地からのアクセス改善を図り、一層の利便性と景観の向上を図ります。これにより、災害時における広域避難場所としての役割・機能の向上も期待されます。

●安全な避難と円滑な救援活動のための整備

災害時における身近な避難所としては、学校や集会施設が想定されていますが、これらの中には、そのアクセスに問題を抱えている所もあり、早急な整備が必要です。また、災害時における確実な情報伝達手段の確立も検討が必要な課題です。

●下水適正処理方策の検討

川俣町の中心を流れる広瀬川は、下流域の水源になっているにもかかわらず水質の悪化が著しく、水質の改善は重要な課題となっています。水質悪化の原因は、生活雑排水の流入によるものが大きく、下水道あるいは合併処理浄化槽など、適正な下水処理方策の検討を早急におこないます。

活気あふれる川俣町を実現するために

●ふれあい福祉ゾーンの整備

高齢化が急激に進行している川俣町において、医療・福祉・保健施設の整備は緊急の課題となっています。高齢者の利用を考えると、これらの施設は、他の行政施設との連携が図れるよう町の中心に集約して整備し、利用者の利便性向上を図る必要があります。また施設の性格上、バリアフリー化は重要な条件です。

●生活・福祉に関する情報通信ネットワークの整備

ふれあい福祉ゾーンの整備による拠点形成にあわせて、情報通信機能の充実を進め、より多くの公共サービスの提供が可能となるような情報通信ネットワークの整備を進めます。

●行政ゾーンの再整備

行政サービスの拠点となる役場庁舎は、老朽化が進み、耐震性・防災性の観点から問題が指摘されています。スペース的にもやや手狭であり、将来の建て替えを検討しなければならない時期にきています。この役場庁舎周辺地区を、川俣町の行政機能・防災機能等の拠点として再整備していくことは長期的な重要課題となっています。

みんなが誇りに思える川俣町を実現するために

●文化施設及び機能の整備促進

図書館や歴史民族資料館などの文化施設整備を、蔵の活用なども検討しながら進め、町民に文化的な環境の提供を図ります。

③誘導・整備の方針

防災拠点の整備

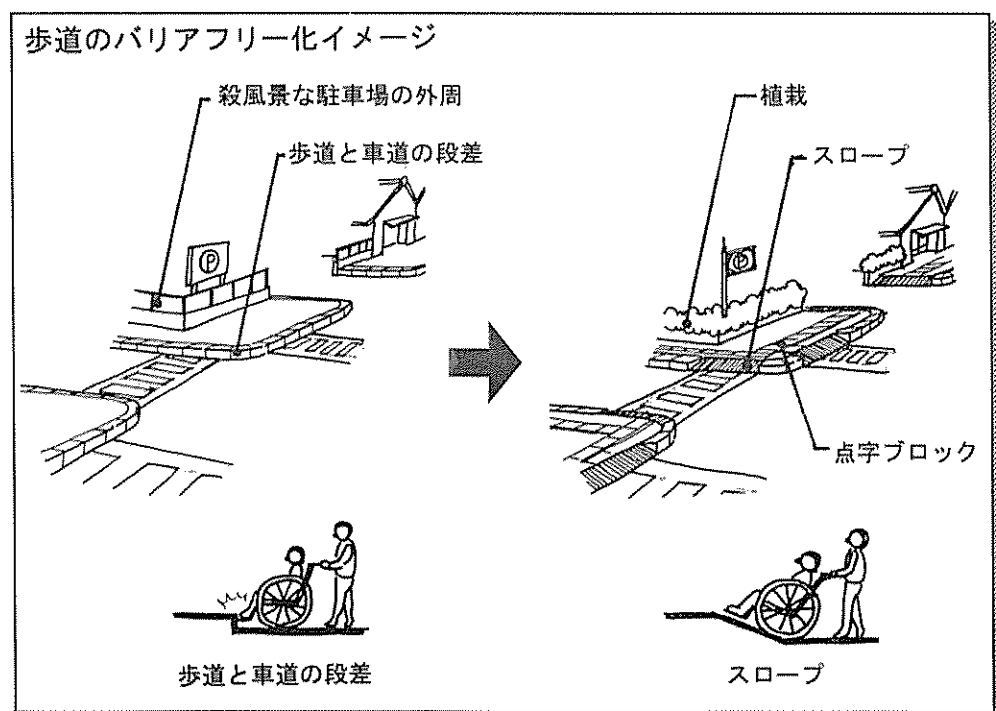
現在の役場庁舎は、消防署とが隣接しており、中央公民館にも至近で、さらに医療・福祉・保健の拠点となる“ふれあい福祉ゾーン”も近接して整備される予定であることから、総合防災拠点として十分な立地条件を持っています。今後は、役場庁舎の耐震性・防災性の向上のための整備を検討していきます。また、地区ごとの防災拠点（避難所）となる地区集会所等については、特にアクセス道路の整備に重点をおいた整備をおこないます。

不燃化の促進

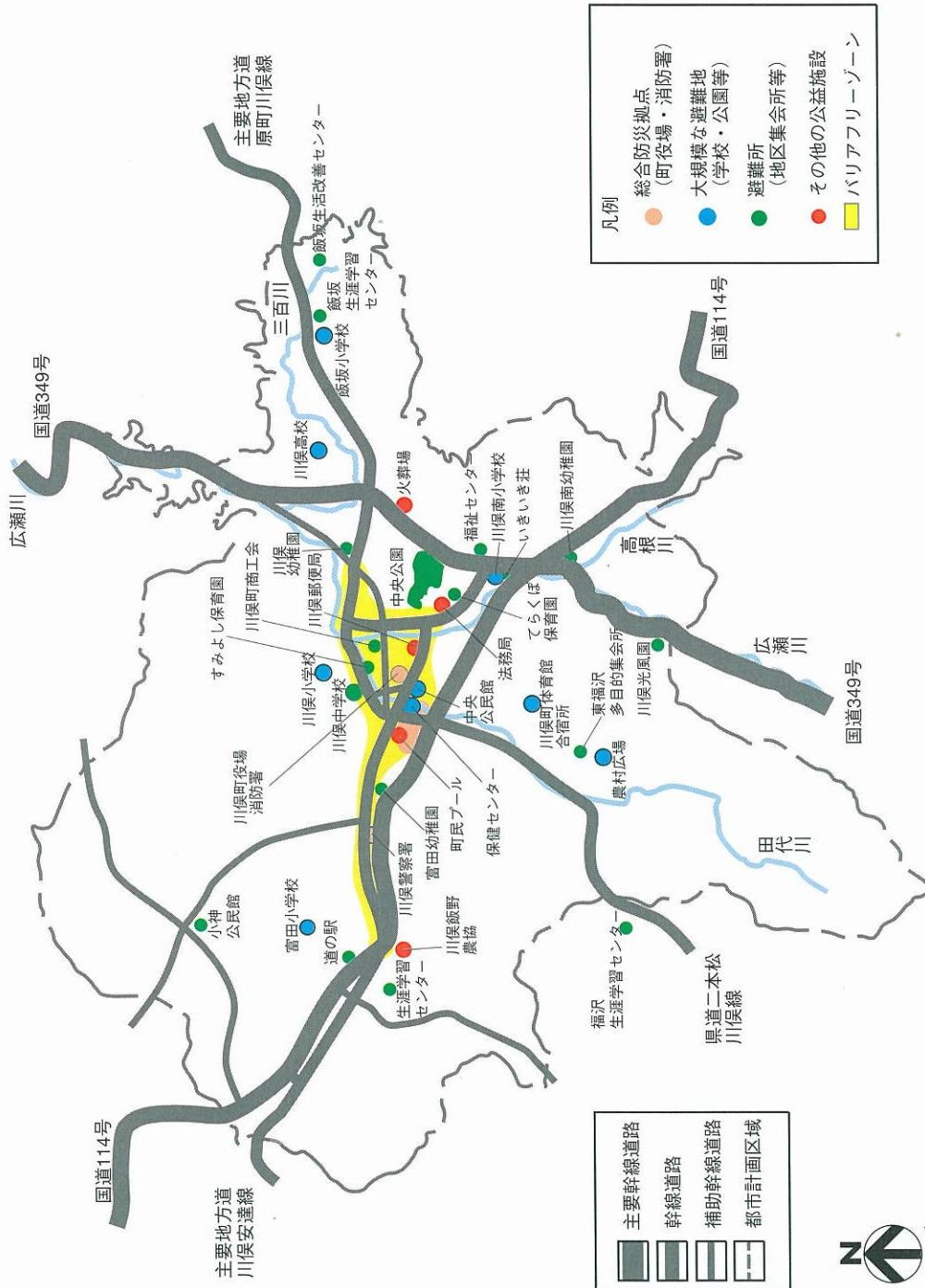
中心市街地は老朽化した木造家屋や細街路が多く、防災上多くの問題を抱えています。このため、敷地の共同化等による不燃建築物への建て替えを誘導するとともに、敷地セットバックによる細街路の拡幅を、地区計画の活用も検討して促進します。

バリアフリーゾーンの形成

高齢化が急激に進行している川俣町において、高齢者等の弱者に対応した公共施設整備を推進することは非常に大切です。この弱者にやさしいバリアフリーのモデルゾーンを“生活軸”を中心とした中心市街地に設定し、道路のみならず、周辺の公共施設をはじめとした建物のバリアフリー化を進め、他の模範となるよう先駆的に整備します。



■都市施設・防災に関する方針図



(4) 環境に関する方針

① 基本的な考え方

自然と共生したまちづくり

河川の多い川俣町において、水辺空間は町の景観を特徴づける大きな環境要素です。快適な水辺空間を創出するために、親水性の高い河岸の整備と水質の向上を図ることが重要です。また、川俣町は阿武隈山系の山々に囲まれた、自然環境の豊かな地域であり、この自然環境を保全し、自然と共生したまちづくりを進めることが重要です。

歴史を活かした町の魅力づくり

自然環境とともに、人文環境も川俣町の重要な要素です。歴史ある川俣町の風情を残す建物・地区の保全を図り、次の世代へと伝えていくとともに、これらを活かした町の魅力づくりが必要です。

公園緑地の適正配置

公園緑地については、中央公園の整備を進めるとともに、市街地内においても、遊休地等を活用した小公園を適正に配置します。

② 基本方針

暮らしやすい川俣町を実現するために

● 水辺、緑地環境の保全と活用

広瀬川の河岸整備や水質の浄化など、豊かな自然環境を町民が身近に享受できるよう、親水ゾーンや景観保全ゾーンを設定して整備を進めます。

● 緑に親しむ空間の創出

川俣町は、緑豊かな多くの自然が残っています。しかし、実際の生活の場にはこれらの緑が十分に取り込まれていないのが現状です。中央公園が唯一中心市街地近くで緑に接することができる場であり、利用の増進を図るために、中央公園とその周辺の整備を進めます。

● 環境にやさしい建物の誘導整備

自然環境豊かな川俣町の景観と調和した建物の建築や、環境負荷を少なくする設備の導入など、自然との共生を図った社会の実現を目指し、環境重視のまちづくりを進めます。

活気あふれる川俣町を実現するために

●町民による身近な環境の整備

住宅の庭や道路沿いに特定の花や植物を植えて統一感のある景観を形成したり、ゴミ捨て禁止運動などのモラル向上による町の美化運動を進めることにより、町民の生活環境を保全・整備します。

●遊休地の活用による生活空間の充実

中心市街地の遊休地をポケットパークとして整備することにより、ゆとりの空間を形成するなど、遊休地の活用によって良好な生活空間の形成を図ります。

みんなが誇りに思える川俣町を実現するために

●景観保全区域の設定

春日神社、常泉寺、河股城跡など歴史的に価値の高い建物や、中心市街地を取り囲む河川・緑地で形成される川俣町独自の景観を次の世代へと継承していくために、景観保全ゾーンを設定して“歴史と緑の環境軸”の整備を進めていきます。

●統一感のある街並み形成による地域景観づくりの推進

街路樹を町の木であるかえでに統一したり、街路灯のデザインを統一するなどして、統一感のある街並みの形成を図ります。

●親光的魅力のある街並み環境づくり

中心市街地を流れる広瀬川周辺には、川俣町の歴史を伝える鋸屋根の工場や蔵などが残り、町民にとって重要な心象風景の場となっています。このような景観を保全し、さらに魅力を高めるための検討を進めていきます。特に町民の生活の中で重要な位置にある広瀬川については、親水空間の整備や広瀬川の風景を中心市街地の商業空間に取り入れるなどして、人々の生活の中に水の流れを取り入れ、生活に潤いを与えるとともに、親光的な魅力も向上させるような、親水性の高い空間整備を検討していきます。

●町の個性をあらわす街並みづくりの推進

川俣町で毎年おこなわれているイベント「コスキン・エン・ハボン」を契機として、「コスキン風のまちづくり」「ケーナの響く里づくり」といった南米の町コスキンの風情を取り入れた街並みづくりの計画が進められており、今後も、町民と行政が協力して個性的な街並みづくりを推進していきます。

③誘導・整備の方針

保全緑地の設定

川俣町のまちづくりを進めていく上で、開発と保全のバランスを保ち、良好な自然環境を次の世代に伝えていくことは町民の責務といえます。緑豊かな山々に取り囲まれた川俣町の自然を保全していくために、特に保全に力を入れていく地域として「標高300m以上」の地域を保全緑地として指定しその保全に努めます。さらに、その周辺の土地利用の現況を勘案し、保全すべき緑地を設定します。

景観条例の制定

周囲の緑とあわせて、環境面で重要な要素である“広瀬川とその周辺の景観”も後世に伝えていかなければならない貴重な資源です。高度経済成長期に、その景観は大きく様変わりをしましたが、現在でも往事の面影を残している所もあります。この景観を守り、また回復させるために、“親水ゾーン”と“景観保全ゾーン”を設定し、特に景観保全ゾーンに関しては、町民・企業・行政の協力のもと、景観条例等の制定を視野に入れながらその保全のあり方について検討を進めます。



策定委員会

■環境に関する方針図

